

被災による休業に備えた

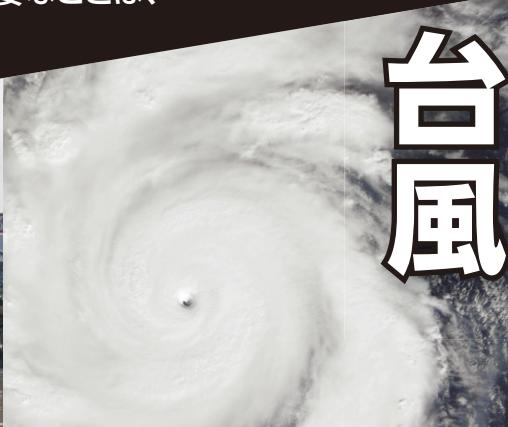
雇用継続資金準備のお勧め

被災により大きな被害を受けた際、
事業を継続・復旧するために重要なことは、
従業員の雇用継続です。

豪雨

台風

地震



「雇用調整助成金」と「雇用調整助成金の特例措置」とは？

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を国が助成する制度です。

また、大きな自然災害などが発生した場合には、雇用調整助成金の特例措置が実施されます。

災害に伴う経済上の理由により雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して受給要件などの緩和が行われています。

災害(地震・台風・豪雨等)に伴う経済上の理由とは？

災害に伴う以下のような経営環境の悪化によって事業活動が縮小し、休業などを行った場合は、雇用調整助成金(特例措置)の助成対象となります。

- 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- 風評被害により、観光客が減少した
- 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 など

「雇用調整助成金の特例措置^(注1)」の概要（令和7年8月現在）

令和6年能登半島地震及び豪雨の災害に伴う 雇用調整助成金の特例措置		(参考)通常の雇用調整助成金
日額上限	8,870円(従業員1名あたり) ^(注2)	8,870円(従業員1名あたり) ^(注2)
助成率	中小企業4/5、大企業2/3	中小企業2/3、大企業1/2
支給日数	1年300日 ※当該特例で受給した日数は3年150日には含まない	1年100日 3年通算150日
クーリング期間要件	撤廃	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること
生産指標要件	最近1か月間の月平均売上等が前年同期比10%以上減少	最近3か月間の月平均売上等が前年同期比10%以上減少

出典:雇用調整助成金 ガイドブック～能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例用～(<https://www.mhlw.go.jp/content/001529051.pdf>)を加工して作成
(注1)個々の特例措置によって内容が変わる場合があります。

(注2)雇用調整助成金の日額上限は雇用保険基本手当額に連動しており、雇用保険基本手当額の改定時には、雇用調整助成金の助成額も改定されます。

雇用調整助成金の特例措置が実施された主な災害 (令和7年8月現在)

雇用を守るために、多くの自然災害などで雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

年度	災害名	主な被災地
平成23年	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
平成28年	熊本地震	熊本県
平成30年	大阪府北部を震源とする地震	大阪府
平成30年	梅雨前線(平成30年7月豪雨等)・台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県
平成30年	北海道胆振東部地震	北海道
令和元年	台風第15号	千葉県
令和元年	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
令和2年	梅雨前線(令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
令和6年	令和6年能登半島地震	石川県・富山県・福井県・新潟県
令和6年	前線による豪雨	石川県

雇用調整助成金の受給と自己負担の準備

雇用調整助成金を受給できる場合でも、自己負担が発生します。

このため、雇用継続資金の準備には自己資金や保険を活用した資金準備計画を立てておくことが重要です。

令和6年能登半島地震の特例措置(中小企業)における休業手当のシミュレーション

事例

従業員平均年収: 400万円

従業員数: 10名

休業期間: 3か月

休業手当 = $400\text{万円} \times 10\text{名} \times 1/4(3\text{か月}) = 1,000\text{万円}$

雇用調整助成金 = $8,870\text{円(従業員1人あたりの助成上限)} \times 20\text{日(1か月あたり休業日数)} \times 3\text{か月} \times 10\text{名} = 5,322,000\text{円}$

自己負担 = $1,000\text{万円} - 5,322,000\text{円} = 4,678,000\text{円}$



自然災害に被災した際に事業の復旧・継続に必要な資金

	被災した施設・設備等の復旧資金	休業損失(人件費・家賃地代等の固定費を含む)
雇用調整助成金 ^(注)	✗ ※雇用調整助成金の対象外	△ ※従業員1人あたり日額8,870円上限、中小企業の助成率4/5
補助金 ^(注)	△ ※中小企業者等の補助率3/4以内、補助上限15億円	✗ ※補助金の対象外
火災保険	○ ※地震・水災・風災が補償されている場合	○ ※地震・水災・風災による休業損失が補償されている場合

(注)令和6年能登半島地震及び豪雨災害のケース

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>